

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 議案第 25 号 愛西市税条例の一部改正について
日程第 2 議案第 26 号 愛西市介護保険条例の一部改正について
日程第 3 議案第 27 号 令和 8 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 議案第 28 号 令和 8 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 5 議案第 29 号 令和 8 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 6 議案第 30 号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 7 議案第 31 号 損害賠償の額の決定及び和解について
日程第 8 委員会付託について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18 名）

1 番	石 崎 誠 子 君	2 番	馬 渕 紀 明 君
3 番	佐々木 遼 平 君	4 番	山 田 門左エ門 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	永 田 千 佳 君
7 番	鬼 頭 勝 治 君	8 番	中 村 文 武 君
9 番	河 合 克 平 君	10 番	佐 藤 信 男 君
11 番	中 野 利 哉 君	12 番	佐々木 亮 君
13 番	加 藤 正 彦 君	14 番	鈴 木 啓 人 君
15 番	近 藤 武 君	16 番	山 岡 幹 雄 君
17 番	高 松 幸 雄 君	18 番	竹 村 仁 司 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	人 見 英 樹 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	井戸田 悦 孝 君
保険福祉部長	田 口 貴 敏 君	健康子ども部長	猪 飼 政 和 君
産業建設部長	藤 澤 寿 章 君	教 育 部 長	佐 藤 博 之 君
消 防 長	森 本 大 輔 君	消防総務課長	伊 藤 裕 一 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 鷲 尾 和 彦
書 記 瀧 田 崇 司

議 事 課 長 丸 山 小百合
書 記 秋 田 郁 哉

午前 9 時30分 開議

○議長（佐藤信男君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

次に、本日の追加議案について 6 月 1 日月曜日に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をいただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

6 月 1 日に議会運営委員会を開催し、追加議案として議案第30号及び議案第31号について御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤信男君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第 2 項では、この規定に反するときには議長が注意することとなっております。また、同条第 3 項には、自己の意見を述べることができないとなっております。発言をする際には、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑については、事前に通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行ってください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・議案第25号（質疑）

○議長（佐藤信男君）

日程第 1 ・議案第25号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

9 番・河合克平議員、どうぞ。

○9 番（河合克平君）

では、議案第25号：愛西市税条例の一部改正について質問をいたします。

様々に国の地方税法の改正等で変わるということだとは思いますが、それぞれ減収について、市税の影響について確認いたします。

資料 1 のところで改正条例が分かるので、それを基に質問いたします。

資料１の５ページ目には、36条の３の３の市長に提出する申告書の記載内容が変更されるということで、従来と比べると公的年金の受給者の該当等について変更がありますが、このことによる市税への影響を教えてください。

続いて７ページですが、63条には固定資産税の免税点の変更ということが載っています。この免税点の変更についての市税への影響を教えてください。

続いて、同じく７ページの附則ですが、附則の第７条の３について、令和20年から令和25年ということで延長されるということです、ここに関わる市税への収入の影響を教えてください。

続いて、10ページにちょっと飛びますが、10ページの附則19条の３、特定暗号資産に係る課税の特例によって市税収入がどうなるのか、市税の収入の影響を教えてください。

最後に、もし減収ということになれば市の財政が減収となるわけですが、市税が少なくなるわけですが、この減収に関わる財源措置等について説明をお願いいたします。以上、よろしくお願いします。

#### ○総務部長（人見英樹君）

それでは、順次お答えいたします。

まず、第36条の３の３、公的年金等受給者の申告書の記載内容変更による市税収入の影響ですが、令和９年１月１日以後の適用となるため算出はできません。

次に、固定資産税の免税点の変更による市税収入への影響は、約200万円の減収が見込まれます。

次に、附則第７条の３、住宅借入金等特別控除の延長による市税収入への影響は、所得税額から控除し切れない額を個人住民税から限度額の範囲で控除しますので、個人市民税は減少いたします。

次に、附則第19条の３、特定暗号資産に係る課税の特例による市税収入への影響額は、改正の施行期日の属する年度の適用となること、また申告書の提出によるため算出はできません。

次に、市税減収分の財源措置ですが、住宅借入金等特別控除の延長に係る減収分については全額国費で補填されますが、そのほかについては示されていません。以上です。

#### ○９番（河合克平君）

では、再度質問いたしますが、５ページの36条の３の３についてははかれないということですけれども、減収を見込むのか増収を見込むのかということは分かりますでしょうか。控除が増えるのかなというふうに思っているのですが、そういった点では減収するのかなと思うんですが、それについてもう少し詳細に、確かに令和９年の申告書が出ないと分からないということはあるけれども、分からないからといって予算を編成しないというわけじゃないと思いますので、どれぐらいを見込んでいるのか教えてください。

７ページの63条の免税点の変更については約200万ほどということで分かりましたが、この200万円についての財源措置はないということですが、これはどの自治体も同じように免税点の変更をされるんだと思うんですが、困るわけで、それについては地方交付税等

で関わってくるのか、その地方交付税で補填されるのか、その辺のことについて確認をさせていただきます。

続いて、附則第7条の3の延長については国費で特例交付金だと思いますが、例年、特例交付金でされるということが分かりましたので、減少する金額が大体分かればなと思ったんですが、分からないということなので、また分かるようになったときに質問いたします。

続いて、10ページについては、特定暗号資産に関わる課税の特例については、これは市としては減収になるのか、何かパーセントが変わったような気がするんですけども、これは減収になるのか、増収になるのか算出ができないということですけども、一般的に今までのことと比較をすることができないのかもしれないですけども、これは見込みとしては増収となるのか、減収となるのかというぐらいの見込みは分かるのではないかと思いますので、それについて教えてください。

あと、財源措置については機敏にしっかりと国に、また県においてしっかりと求めていただいて、減収を補填することについてはしっかりとしてもらいたいように話をしてほしいと思いますが、その立場ということについて併せて教えてください。よろしくお願いします。

#### ○総務部長（人見英樹君）

まず、1点目の公的年金支給者の関係なんですが、こちらは所得税のほうの基礎控除の額だけが拡大されたことによって、そのため従来なら出てきておりました扶養親族の申請書、こちらのほうで今までは控除の関係が把握できたんですが、それができなくなる区分の方が見えます。そのため、正しく税金を納めていただくために、扶養の関係ですとか本人の状況を知るために扶養親族等の申告書を出させることになったということです。

続いて、固定資産税の措置の関係なんですが、こちらは通常税が減税になりますとその分は普通交付税の基準財政収入額のほうが減るということで、そのうちの約75%が交付税のほうに算入されるということになります。

また、暗号資産の関係は、こちらについては申告分離課税が導入されたということなんですが、減収になるのか増収になるのかということとはちょっと把握できないという状況です。

最後に、住宅借入金等特別控除以外の減収分については、先ほど申し上げたように、税の減収分は基準財政収入額のほうが減るということで、その分の75%は交付税に算入されてくるとい状況になります。以上です。

#### ○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第26号（質疑）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第2・議案第26号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を

行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に 9 番・河合克平議員、どうぞ。

○ 9 番（河合克平君）

では、議案第26号：愛西市介護保険条例の一部改正について質問をいたします。

今回の改正については、内容としては、50万円から60万円の給与収入の人が、50万円を今年度超えた場合については非課税であったものが課税ということになってしまうので、そういった点では、第1階級から第6階級への変更となる可能性の人がたくさん出てくるかもしれないということで、50万円以内の給与所得の人がちょっとたくさん働けたから55万円ぐらいになりましたという人が、介護保険料の負担が大きくなるという現象が起きてくるということが分かってくる中で、国が市とどうしていくかということについて出てきた条例だということは理解できるわけですが、この条例について先ほども申し上げましたが、就労収入が増加したということについては、幾らぐらいが増加するとそのようになるのか、また全体としてでもいいですけども、個別の減額も含めて、減免の金額は総体として幾らになるのか教えてください。

また、特例減免も今回創設をするということなので、この特例減免の対象となる人数についても併せて教えてください。

その他市長が認める場合によって減免するという内容を流用しているところでもありますので、そういう条例変更でもあります。実際収入が減る、また減免の金額、またどのくらいの対象人数がいるのかについて、併せて教えてください。よろしくお願いします。

○ 保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次御答弁をさせていただきます。

まず、1番目の就労収入の増加もしくは増加の金額はということですが、就労収入の増加を調整したものとは、市民税が非課税となる給与収入55万1,000円以上190万未満の範囲内で就労収入が増えた方のことです。対象者によって要件が異なりますので、増加した収入金額については分かりません。

続いて、減免金額は、保険料収入の影響はでございますが、減免の金額は対象者様々な状況であり、試算することが困難で金額は分かりません。

続いて、特例減免の特例の対象人数は、試算となりますが、おおよそ100人を見込んでおります。以上です。

○ 9 番（河合克平君）

今回3月議会で、介護保険料については所得税の影響を受けないような改正を行うということで提案され、それは可決されたわけですが、所得税の影響がされないからいいかと思っていたら所得税の影響がされる方、特に令和6年には50万円未満の人が令和7年でぐっと税金が安くなるからよかったわといってたくさん働いた人については、令和8年でかなりの介護保険料の負担になる、そういう内容になるかと思いますが、このことについていうと、同じ例えば55万円の収入があった人は、令和6年も55万円であった人はそのまま課税の人として税金が高

いと。しかし、55万円の同じ金額の人が過去にわたって50万円という非課税だった人は55万円でも非課税になるというそういう制度になるので、税金、また保険料については、その人の収入に応じて同じ金額が発生されるべきだという原則があるというふうに考えますので、法律の下の平等性というか、そういうところからいうと非常に間違っている部分もあるのではないかなというふうに考えますが、55万円の人は全て非課税にするという言明をすべきではないかというふうに考えますけれども、市の見解をお伺いします。

〔「質疑でしょう、自分の意見じゃないの」の声あり〕

市の見解だよ。

〔「質問は分かるよ、自分の意見を言っているでしょう」の声あり〕

説明したんだよ、状況を。意見じゃなくて。意見じゃないです。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは答弁させていただきます。

令和6年度、令和7年度の介護保険料については、令和7年度税制改正の影響を受けずに介護保険料の算定をしていますが、令和8年度については、税制改正による介護保険料の特例措置の影響を受けず、意図せず介護保険料が課税段階となることを防ぐための減免措置となりますので。

〔発言する者あり〕

大変失礼しました。再度言い直しをします。

令和8年度については、税制改正による介護保険料の特例措置の影響を受け、意図せず介護保険料が課税段階となることを防ぐための減免措置となっておりますので、配慮した対応であると考えております。以上です。

○議長（佐藤信男君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

何度も介護保険が改正、改正で私の頭の中が混乱している状況なので、少し丁寧に御説明のほうをお願いをしたいと思います。

今回、特別の事情に該当し保険料の減免が必要と判断する必要があるという、そんな事情を想定していると思うんですけども、これ一体どんな事情なのか、ちょっと詳しくその辺を説明いただきたいと思います。

それから、これからいろんな判断手順というところで、市として判断手順がどう変わっていくのかその辺についてもお伺いしたいのと、市民にとって何か申請が必要になってくるとか、市民の手続でメリット、デメリットそういったものがどう発生してくるのか、その点について御説明のほうをお願いしたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、まず特別の事情に関してでございます。

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことにより、市

民税の非課税となる給与所得の上限も上がりました。市民税が非課税となる給与収入の範囲内で、給与収入が増えた方の介護保険料が課税者とならないように調整するものでございます。

続いて判断の手順でございますが、特例減免適用後の保険料を反映し、介護保険料の決定通知書を送付していきます。

続いて、市民にとってのメリットでございます。本来、減免を受けられる方が確実に減免を受けられるもので、申請書を出さずに減免が受けられるというための条例改正でありますので、市民の方のメリットはあると考えております。以上です。

○5番（吉川三津子君）

本当に次から次へといろいろラインが変わって、もう一度私も勉強し直さなければいけないなということを思ったわけなんですけれども、この申請書を出す場合、申請書の内容と、多分高齢者に当たるので、そういったものがきちんと出せるかどうかというところも出てくると思うんですけれども、そういったところの配慮、手続等について確認のほうをさせていただきたいと思います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

今回の条例改正をお認めいただければ、対象者の方から申請書を提出していただくことはなくなりますので、対象者の方が申請書を出さずに適切に対応できるように今回の条例改正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかにもう質疑はございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これから補正予算の質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。

予算質疑でありますので、予算書のページ数及び款項目を示してから、発言をする際は議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第3・議案第27号（質疑）

#### ○議長（佐藤信男君）

次に、日程第3・議案第27号：令和8年度愛西市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、9番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○9番（河合克平君）

では、議案第27号：令和8年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について質問をいたします。たくさんありますが、順次お願いいたします。

まず、予算書の３ページの債務負担行為について質問をいたします。

シティプロモーション推進業務委託料が令和９年から令和１０年までの３００万円がプラスをされておりますが、これについて令和８年度の予算では１５０万円だけの予算でありました。２年延長することにした理由を教えてください。また、３年間でどのような目的でこの推進事業が行われるのか、どういう進捗が行われるのかということと計画なども併せて教えてください。この３００万円を合わせて４５０万円になるんですが、４５０万円についての財源については何か、市の一般財源だけなのか、財源を教えてください。

１点、このシティプロモーション推進業務委託が、実はホームページで委託の募集がされています。その中には、予算成立をしていないこの伴走支援の債務負担行為も含んで４５０万円の委託の募集がされていますけれども、これについては非常に問題ではないかというふうに考えますが、どのような見解でこれを行われたのか教えてください。議会の軽視がされているのではないかという指摘がありました。しっかりとお答えください。

続いて、同じく債務負担行為ですが、学校給食センターの調理等業務包括委託料についてです。令和９年から１３年までの５年間で１６億３,７６１万円という金額で今後委託をしていくよということでの債務負担行為を求める内容ではありますが、１６億ということであると１年当たり３億２,７５２万円になります。従来は２億２,０００万円ほどでしたので、この金額について高額になる理由について教えてください。

また、学校給食センターの調理業務については令和７年度から検討等を行うということで支援業務が委託されておりました。今回、包括委託ということにした理由について教えていただくと同時に、メリット、デメリットについても併せて教えてください。学校給食センターの債務負担行為については以上のとおりです。

続いて、１２ページお願いをいたします。

１２ページの３款１項４目のシステム改修２８万４,０００円についての改修の内容と改修の見積りを教えてください。

続いて、１４ページの３款２項６目について、１４ページの上のほうにあるんですけれども、システム改修について理由を教えてください。

同じく１４ページですが、３款３項１目の報酬７５万３,０００円と時間外手当２６２万１,０００円について、それぞれどのような業務が発生をするためにこの金額が増加しているのか、併せて教えてください。

そして、３款３項２目の生活扶助費１,８５４万４,０００円についてですが、これについての積算を教えてください。

続いて、同じページで６款１項３目の新規就農総合支援事業費補助金５６万３,０００円と、産地パワーアップ事業費補助金３,３３９万８,０００円と、新規就農経営発展支援事業費補助金１,８００万円と、地域農業構造転換支援事業費補助金５８５万７,０００円については、どのようなそれぞれ対象者があるのか、また積算の根拠など詳細を教えてください。

最後に、１０款１項２目のキャリアスクールプロジェクトに関わる事務局費７万円については、

講師等謝礼とか消耗品とかありますけれども、その内容の詳細を教えてください。以上、よろしくをお願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、伴走支援業務の3点の質問について順次御答弁をさせていただきます。

○5番（吉川三津子君）

何款とか、何ページとかと言っていたけるとそこが見られるので、お願いしたいです。

○議長（佐藤信男君）

暫時休憩でお願いします。

午前9時58分 休憩

午前9時59分 再開

○議長（佐藤信男君）

では、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

改めて、伴走支援業務の御質問について御答弁させていただきます。

1点目です。

令和8年度150万円の予算から2年延長することにした理由についてです。

当初から3年間の業務委託としており令和8年3月定例会の当初予算主要施策に基づき説明したところでございます。

次に、3年間の計画の目標、財源についてです。

1年目はメディア戦略の企画、市民事業参加型広報の仕組みづくりなど、2年目は具体的な情報発信の伴走支援、3年目は情報発信力の強化に向けた取組を行うとともにそれらの定着と自走化を目指します。

財源は、県補助金の活用も検討しております。

次に、委託の業務がされているが、予算成立していないのではにつきましては、本事業は予算の成立が条件であることを明記し、公募を行っております。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、学校給食センター調理等業務包括委託料に係る費用の高騰理由とその財源について御答弁させていただきます。

設備の更新費用、人件費や物価の高騰に伴う調理及び配送、運営費などが増額すると見込んでおり、財源は一般財源です。

続きまして、包括委託にした理由についてですが、他自治体の事例やサウンディング調査の結果などから、民間ノウハウの活用やリスク分担の明確化、事務負担の軽減などを比較した結果、包括民間委託方式を選定いたしました。

続きまして、包括委託したことによるメリットとデメリットについてですが、メリットは、業務の効率化が見込める、事業者のノウハウを活用できる、リスクを共有できるなどが上げられ、デメリットは、発注要求水準の設定に時間がかかる、契約仕様外対応に時間がかかるなど

が上げられます。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私からは12ページの福祉医療システム改修委託料について御答弁させていただきます。

令和8年度の税制改正により、特定親族特別控除が新設され、新たに該当する方がおり、後期高齢者福祉医療受給者の所得要件を判定するためシステム改修するものです。

続きまして、14ページの福祉医療システム改修委託料についてでございます。

令和8年度の税制改正により特定親族特別控除が新設され、新たに該当する方がおり、母子・父子家庭医療受給者の所得要件を判定するためのシステム改修でございます。

続きまして、生活保護に関する補正でございます。

報酬に関しましては、会計年度任用職員1人分、事業内容は入力データ確認、申出書受付、文書の印刷、郵送などの事務補助です。

続いて、時間外手当の業務内容でございますが、保護費計算、廃止世帯申出書案内確認、各種通知文の作成、追加給付支給状況管理などの業務でございます。

続きまして、1,854万4,000円の詳細でございます。

それぞれ65歳以上の高齢単身世帯が856万320円、65歳以上の高齢夫婦世帯が147万1,360円、40代の母子世帯39万8,680円、障害者の単身世帯が606万6,360円、障害者を含む2人世帯204万7,080円でございます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

私のほうからは、14ページ、6款1項3目、補助金5,781万8,000円について御答弁をさせていただきます。

まず、新規就農総合支援事業費補助金56万3,000円の積算根拠はについてですが、積算の根拠は、国の要綱改正に伴い、新規就農者に個人型、年額150万円、夫婦型、年額225万円の補助を実施してきました事業について、令和8年4月から経営開始資金の交付単価について10%上乘せの変更があり、その差額分を計上しております。

続きまして、産地パワーアップ事業費補助金3,339万8,000円の対象の事業者は、積算根拠はについてですが、対象事業者は、水稻、麦、大豆、飼料作物の生産者4名、レンコンの生産者10名、露地野菜3名、積算の根拠は、県の実施要領に基づき、機械設備の購入費に対し3分の1以内を県が助成し、市は、県補助金の1%を上乘せとし助成しております。

続きまして、新規就農経営発展支援事業費補助金1,800万円の対象事業と設備はについてですが、対象事業は49歳以下の認定新規就農者及び認定農業者に対し、継承、発展できるよう機械設備の導入を支援するものになります。

補助対象は、イチゴ生産者2名それぞれに900万円を助成します。導入設備は、イチゴ高設栽培システムの導入とハウスの新設になります。

続きまして、地域農業構造転換支援事業費補助金585万7,000円の対象事業はについてですが、対象事業は、農地の担い手の経営改善に必要な機械設備の導入を支援するものになり、補助対

象者は水稲の生産者1名、コンバインの導入になります。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、キャリアスクールプロジェクトの学習内容について御答弁させていただきます。

全学年を対象に本市出身の講師から、夢や目標に向かって一步を踏み出す力を育むの講話、及び6年生を対象にワークショップ、体験学習を行います。以上でございます。

○9番（河合克平君）

答弁漏れがある。

○議長（佐藤信男君）

答弁漏れ。

○9番（河合克平君）

改修費の積算根拠を聞いているので、改修の見積りというものです。社会福祉費のシステム改修の詳細は聞きましたが、改修の見積りは言っていないです。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

失礼いたしました。

まず、12ページの福祉医療システム改修の積算でございます。

改修費用の積算として、パッケージ改修が21万3,000円、パッケージ適応作業として4万5,000円、続いて14ページの福祉医療システム改修の積算でございますが、パッケージ改修の費用が35万4,000円、パッケージ適応作業として4万5,000円、以上です。

○9番（河合克平君）

では、再質問いたしますが、まず最初に、シティプロモーション事業については3年間の事業委託をしているということだったんですが、令和8年度予算説明にはなかったと思うんですが、債務負担行為もないですし、一番問題なのは、予算成立をするかどうか分からないから、分からないということを明記して募集したから問題ないというのは非常に問題だと思うんですが、そういうことを今後も行っていくのか、しっかりと議会で討議をし議決がされたものを市民にまた公募をしていかないと企業が困るんじゃないかなというふうに思うんですが、否決されたときの、検討している、しっかりと企業が利益を得る、企業に対してちゃんと説明責任を果たすためにも議会の成立をもって募集をすべきだというふうに考えるんですが、市は今後どうしていくのか教えてください。

続いて、学校給食センターの包括委託についてですが、これについては一般財源だということでしたけれども、市が改修をしたり、例えば車の買換えをしたりということであれば起債も可能かというふうに考えますけれども、16億3,000万とかなり高額ですけれども、ただただ処理が任せられるからということだけで行うべきじゃないとは思いますが、市はこの5年間のかなり高額な費用については財源がないということなので、財源をしっかりと検討した上で再度見直すべきではないかというふうに考えますが、市の見解を教えてください。1億円も多くなるのでね。

続いて、システム改修については今聞きましたのでいいです。

ただ、3款3項1目の報酬、生活保護費の報酬については会計年度任用職員を雇って職員も時間外手当が出るということで説明がありましたが、これについては国が行えということをしているわけで、これについての予算措置については全て国が補償してくれるのか、この確認をお願いいたします。

あと、生活保護費の1,854万円についてですが、国は訴訟をした人に対しては倍額払うということをしているんですけれども、愛西市の支給をする65歳単身ですとか様々ありますけれども、その方々で倍額払われる方がいらっしゃるのかどうかを教えてください。

続いて、6款1項3目の新規就農総合支援事業費補助金で56万3,000円の積算の根拠は聞きましたが、これは何人ぐらいの対象を今やっているのか、また今後何人ぐらいを見込んでの積算なのかについても併せて教えてください。

産地パワーアップ事業についてはたくさんありましたので、一件一件聞くことは今回では控えますけれども、かなり高額な状況だなということは考えますが、1%上乗せだけを市がしているということですが、1%を2%にしたり3%にしたりというのはやっぱりしっかりと考えるべきかと思いますが、その見解について1%にした理由を教えてください。それぞれ細かく聞くとあれなので、それは教えてください。

あと、キャリアスクールプロジェクトについてですが、講師はどここの学校を出た、佐屋小学校かというふうにしたか聞いたと思いますが、佐屋小学校についてそういったことを行うということですが、これはその後どう評価をして、どう報告をして、どう成果があったのかということについてはどのようにしていくのか教えてください。以上、よろしくお願いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

議会の成立なしでこういった議案を提出していいかにつきましては、本市が実施しているプロポーザル公募は予算成立を前提とした事前準備行為であり、契約行為ではありません。したがって、予算成立前に公募を行うことは法的には問題ないと考えております。また、公募要領には予算が否決された場合には契約を締結しない旨を明記しており、他自治体でも同様の取扱いが行われているところでございます。事業を円滑に進めるため、予算成立後速やかに契約できるよう準備を進める必要があり、適正な手続をしていると考えております。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、学校給食センターの調理等業務に係る再質問について御答弁させていただきます。

今回、包括委託する前段階といたしまして、全ての業務を市が行う手法、また複数の業務を包括的かつ長期に委託する包括民間委託、また現状のPFIの3つの事業方式について検討をし、PFI終了後の他自治体における先行事例を参考にした上で包括委託として決定したということで御理解を頂戴したいと思います。

また1億円多くなった理由についてでございますが、これまで大きな設備更新に関してその費用を見込む必要はございませんでしたが、今後5年間の設備更新費用として、空調設備更新で2億1,195万円、給排水設備更新・修繕で1,980万円、消火設備オーバーホールで880万円、熱源給湯設備更新で3,300万円、冷機器更新で3,470万1,000円、熱機器更新で6,755万1,000円

を見込む必要があることから年平均として1億円高額になったということに関しても御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

私からは、生活保護費の追加給付の財源についてでございます。

生活保護費の追加給付については、国庫負担金が4分の3、市の負担が4分の1です。なお、市の負担につきましては、普通交付税措置される予定と伺っております。

続いて、原告の対応に関して、愛西市内において同様の方はお見えになるのかということですが、愛西市内において原告になった方はお聞きしておりませんので、裁判所が対応されるような措置というものは、受ける方はお見えにならないと考えております。以上です。

**○産業建設部長（藤澤寿章君）**

私のほうは新規就農総合支援事業費補助金56万3,000円、対象者は4名です。今後の見込みですが、令和8年度はゼロ名、令和9年度は2名です。

続きまして、産地パワーアップ事業費の1%上乗せの理由でございますが、こちらは、本市は近隣市町村との調整を図り、愛知県の補助金の1%上乗せを決定しております。1%を負担する理由は、市の基幹産業である農業に対する支援をするためです。1%の変更予定はございません。以上です。

**○教育部長（佐藤博之君）**

私からは、キャリアスクールプロジェクトに係る再質問について御答弁させていただきます。

キャリアスクールプロジェクト事業は、愛知県教育委員会が当該事業を実施する自治体を指定し、指定された自治体において各学校の事業実績等を考慮した上で事業実施校を決定するものでございます。

キャリアスクールプロジェクトは、毎年度本市としては対象として受けており、昨年度は永和小学校、今年度は佐屋小学校になりますが、その成果につきましては校長会等で情報共有を図り、本事業で子供たちが得た育成に係る成果については、各学校の教員に対しても情報共有を図るということで御理解を頂戴したいと思います。以上でございます。

**○議長（佐藤信男君）**

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

それでは、議案第27号：愛西市一般会計補正予算（第1号）について順次お伺いをしたいと思います。

まず最初に、3ページの第2表についてお伺いをしたいと思います。

シティプロモーション推進業務委託料について、河合議員からいろいろ質問並びに答弁がありました。ちょっとダブったりするところがあるかもしれませんが、御答弁のほうをお願いしたいと思います。

委託業務をする目的、そしてこれを終了したときの達成目標というか、そんなものについてお聞きをしたいと思います。

そして、これもう既に公募がされているということですが、具体的にどういった業種に委託、依頼するのか、その点について教えてください。

それから、先ほど業務内容については1年目、2年目ということで説明がありましたが、さらに詳しい御答弁がいただけるならば御答弁をいただき、進め方についても教えてください。

それからあと、HASUパークとの関係、この事業とHASUパークとの関係はどんなものがあるのか教えていただきたいと思います。

それから、学校給食センターの調理等業務包括委託料についてです。

包括委託というと市町村によって包括の範囲が様々かと思いますが、どんな業務を一括して委託するのか、その業務内容について教えてください。

そして、先ほどから冷暖房がどうのこうのというお話があったわけですが、この費用には何が含まれているのか、市が持つものは一切なくて全部こちらに入っているのか、その費用についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、業者の選択の方法ですけれども、そちらについてもどのような方法を取って選んでいくのかお聞かせください。

それから、PFIのときと運営の内容とか方法の違い、どんなことがあるのかを教えてください。

それから、一番重要なのはPFIが終了したときに施設の老朽化、そのままで引継ぎがされるということがPFIの一番大きな課題であります。PFI終了時の機器破損や修繕の計画というのはどうなっているのか、最終のチェック体制はどうされるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、2款の総務費、2項総務管理費、3目シティプロモーション費の12ページ、シティプロモーション推進業務委託料ですが、ちょっと私、先ほどの債務負担行為とどういう関係があるのか理解ができておりませんでこの委託料の必要性について、委託の内容について、委託先についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、3款民生費の3項生活保護費、2目生活扶助費の14ページ、生活扶助費についてお伺いをしたいと思います。

先ほどは65歳以上の単身世帯は幾らとかというお話があったんですが、それぞれ1人当たりどれぐらいの交付金額になるのか、厳しい生活の中でどれぐらいの金額をお手元に得られるのかという趣旨でお伺いをしたいので、それぞれ1人当たりの交付金額についてお伺いをしたいと思います。

それから、この収入については税務上どう扱われるのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、生活保護だった方がお亡くなりになっている場合、そういった方々についての対応について教えてください。

それから、生活保護だった方が自立して、普通の生活ではないですけれども生活困窮者レベルまで立ち直られている方もあると思いますが、そういう方々への支給、対応はどうなってい

くのか、お伺いをしたいと思います。

それから、いつ、どのような形で交付がされていくのか、その点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、6 款の農林水産業、14 ページの新規就農総合支援事業費と新規就農経営発展支援事業費についてお伺いをしたいんですが、私、最初は総合支援事業費で、それが発展してさらに追加の支援になるのかなと思っていたんですが、その辺のこの 2 つの事業の関係とか違いが分からないんです。この 2 つの事業の関係と違い、例えば、新規就農総合支援事業費をもらいながらも発展のほうももらえると、その辺の関係についてお伺いをしたいと思います。

それから、これらの補助金を利用した人、今まで何人ぐらいあって、そうした人たちがきちんと農業のほうに定着しているかどうかということの確認をさせていただきたいんですね。ですから、今まで補助を受けてきた人の人数と、現在も農業に従事しているよということを作物ごとに教えていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

それから、多分、先ほどの受けてきた人の中で、外からいらっしゃった方とそれから実際に跡取りとか農業をやっていて後を継ぐ若者についても、この支援金が出ると。そういつた中で、後継者の方々にはどれくらい、何人ぐらい支給がされているのか教えていただきたいと思います。

それから、この申請ですけど、農協やら市も、それとか普及所とかいろんなところで申請はされているんですけども、もう一度、申請の手順と誰に補助金を出すかというところの決定機関、決定はどこが行うのかお伺いをしたいと思います。

そして、対象作物についてどんなものに出ているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、14 ページの産地パワーアップ事業費に関してです。

先ほども質問があって、重複したらごめんなさい。こちらについても、補助対象者が行う事業の内容と支援対象物を詳細にお聞かせいただきたいのと、こちらについても申請の手順とそれからどこが決定するのか、そこについてもお聞かせください。

それから、あと 14 ページの地域農業構造転換支援事業費に関してですが、こちらについても補助対象者が行う事業と内容について詳細にお聞かせいただきたいのと、どこがこの決定をするのか、それについてもお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは伴走支援業務について、4 点の質問について御答弁させていただきます。

初めに、委託業務の目的、達成目標についてです。

メディア戦略に精通した事業者の支援の下、地域全体でプロモーションに取り組む仕組みづくりを行うもので、3 年間の伴走支援を通じて広報の基盤づくりを進め情報発信力の強化を図ります。

次に、どこへ依頼するのかにつきましては、委託事業者については事業者より提案を募り、プロポーザル方式により選定をいたします。

次に、業務内容と進め方についてです。

伴走支援を通じて広報の基盤づくりを進め、情報発信力の強化につなげることを目的としており、各取組において助言や実行支援を行っていただきます。

最後に、H A S U パークとの関係についてです。

H A S U パークを本市の観光交流拠点として多くの方々に利用していただくためには、メディア戦略やターゲットの動向をどのようにつかむのかなど専門の事業者の視点・手法が不可欠であると考えております。また、H A S U パークだけでなく様々な観光資源や魅力をどのような手法により発信するのがより効果的なのか、伴走支援業務により定着と自走化を図ってまいります。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、学校給食センター調理等業務包括委託料に係る委託内容について御答弁させていただきます。

建物、設備の一部更新及び維持管理業務のほか、調理や給食配送などの運営業務です。

続きまして、包括委託料の費用の明細についてですが、設備の更新費や修繕費、保守点検費のほか光熱水費、人件費、配送車両に係る経費などが含まれています。

続きまして、業者の選定方法についてですが、公募型プロポーザル方式を予定しております。

続きまして、運営内容の違いについてですが、設備を更新する必要がある一方、特別目的会社を設立する必要はありません。

続きまして、P F I 終了時の機器破損や修繕に係る契約内容及び最終チェック体制についてですが、契約では、現事業対象施設の状態について検査及び確認を受けなければならないとしています。検査については、必要に応じて関係課と連携し、事業期間終了後の業務に支障が出ない状態で引き継ぎたいと考えております。なお、市と事業者が毎月実施している打合せの中で、事業期間終了までに修繕する施設、設備の確認を始めているところでございます。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

シティプロモーション推進業務委託料について御答弁させていただきます。

この必要についての見解ですが、本市と津島市は農産物や歴史的資産、自然環境などを有しておりますが、個別による情報発信では弱いため、一体となって事業実施することで魅力発信や認知度向上につなげたいと考えております。

続きまして、委託内容、委託先についてです。

委託内容は、ツアーの企画、造成、本市のP R、参加者の募集、ツアー当日の運営で、委託先は複数の事業者から見積りを徴収し選定をさせていただきます。以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、生活扶助費について順次御答弁させていただきます。

まず、1人当たりの交付金額です。

1人当たりの金額は、受給期間や年齢、世帯構成等により違いがあります。主な世帯例で全ての期間で生活保護を受給していた場合における生活保護費の追加支給額は、高齢単身世帯

が8万9,170円、65歳以上高齢夫婦世帯が13万3,760円、40代母子世帯が19万9,340円、障害者単身世帯が16万8,510円、障害者を含む2人世帯が29万2,440円となります。

続きまして、収入に当たるかどうかでございますが、追加支給については収入認定せずに、税法上は非課税として取り扱われます。

亡くなった人への対応でございますが、亡くなられる世帯に対する追加支給はいたしません。

続いて、生活保護だった人が、現在そうでなくなっている方への対応でございます。追加給付対象期間に生活保護を受け、後に廃止となった世帯については、その当時の世帯主からの申出により生活保護費の追加給付をいたします。いつ、どのような形で交付されるかですが、職権で生活保護費の追加給付をいたしますので申請は不要でございます。また、保護廃止世帯については、申出書と必要書類を提出後、追加給付をいたします。以上でございます。

### ○産業建設部長（藤澤寿章君）

私のほうからは、14ページ、6款1項3目、補助金5,781万8,000円、御答弁させていただきます。

新規就農総合支援事業費56万3,000円、新規就農経営発展支援事業費1,800万円、2事業の違いはということでございますが、新規就農総合支援事業費の内容は、経営開始資金で、49歳以下の認定新規就農者に対し経営確立を支援するため、3年間資金を支援するものになります。新規就農発展支援事業費の内容は、49歳以下の認定新規就農者及び認定農業者に対し、経営を継承、発展できるよう機械設備の導入等に対し支援するものになります。

続きまして、これらの補助金を利用した人は何人、現在も農業をしている人は何人か、作物ごとについてでございますが、経営開始資金は13件、作物別では、レンコンは8名、イチゴは3名、ネギは夫婦での申請で1件、ミニトマトは1名。

経営発展支援事業は、補正分を含めて6件、作物別では、レンコンは1名、ミニトマトは1名、ネギは夫婦での申請で1件、イチゴは3名です。

次に、これらの事業について、うち後継者は何人で、そうでない人は何人かについてですが、経営開始資金は新規就農者となります。経営発展支援事業者は、後継者は2件、新規就農者は4件となります。

続きまして、申請の手順は、また補助対象者決定はどこが行うかについてですが、経営開始資金は市、県農業改良普及課またはJ Aに相談し、青年等就農計画を作成し市の承認を受けます。その後市が承認し、経営を開始した後に交付申請ができるようになります。

経営発展支援事業は、県から市に要望調査があり、市は、県農業普及課及びJ Aと情報を共有し要望調査を行い、事業内容を確認し決定し、事業採択の内報をいただきます。内報後、事業計画申請及び補助金交付申請を行い、交付決定を受けます。

続きまして、何に対して補助ができるのか支援対象物を詳細に伺うについてですが、経営開始資金は、国実施要綱に基づき、新規就農者の経営開始直後における資金の補助になります。

経営発展支援事業は、国実施要綱に基づき機械、施設等の取得、改良またはリース、果樹・茶の新植、改植などが対象となります。今回の対象者はイチゴ農家2名で、栽培施設の導入や

ハウスの新設になります。

続きまして、産地パワーアップ事業の補助対象者が行う事業の内容及び支援対象物についてですが、事業内容は、県によるあいち型産地パワーアップ事業の採択を受けた水稻、麦、大豆、飼料作物事業、レンコン事業及び露地野菜事業です。水稻、麦、大豆、飼料作物事業では、対象者は4名、コンバインの導入になります。レンコン事業では、対象者は10名、水掘りポンプ4台、運搬機2台、背負い動力散布機2台、草刈り機1台、バックホー1台、耕転機1台の導入となります。露地野菜事業では、対象者は3名、肥料散布機1台、破砕機1台、ニンジン選別機1台の導入になります。

続きまして、申請の手順、また補助対象者の決定はについてですが、県から市及びJ Aに取組意向調査があり、あまそだち農業再生協議会が産地の意向を取りまとめ、補助対象者として決定をいたします。市は取組意向調査を報告し、内報を受け、内報後、事業計画承認申請及び補助金交付申請を行い、交付決定を受けます。

続きまして、地域農業構造転換支援事業の補助対象者が行う事業の内容及び支援対象物についてですが、事業の内容は、農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な機械等の導入等を支援するものであります。

支援対象は、水稻生産者1名、コンバインの導入になります。

続きまして、申請の手順、また補助対象者の決定はどこが行うかについてですが、県から市に事業の要望調査があり、市が周知をし、市は、県、農業改良普及課及びJ Aと情報を共有し、事業内容を確認し補助対象者として決定します。市は、県に要望を行い、内報を受け、内報後、事業計画承認申請及び補助金交付申請を行い交付決定を受けます。以上です。

## ○5番（吉川三津子君）

それでは、順次質問のほうをさせていただきます。

最初の債務負担行為のシティプロモーションの関係ですが、H A S Uパークの関係でいろいろメディアのノウハウを受けていくということですが、ほかの事業として、さらにこの伴走支援を受けながら発展的に何かしていきたいことがあれば、それについて教えていただきたいと思います。

それから、給食センターの関係です。

こちらの話だと、今、設備とか運搬とか全ての費用をこちらで持つよということなので、市としては、これからこの委託期間というのは全く市からの支出はないと考えてよいのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それからあと最後のところで、P F Iの終了時の課題というのは本当にいろんなところで問題が起きていて、今からチェックをしているよということなんですけれども、契約上どんな形にして返さなければいけないというふうになっているのか、そこをちょっときちんと確認しておきたいんです。そこのチェックが悪くて、また委託事業に引き継ぐときに市が持ち出ししなければならないとか、そんな問題がかなり私は起きてきているなと思いますので、契約上どんな形で返却するのか、その辺について御説明をいただきたいと思います。

それから、あとは委員会のほうで聞けるかなと思うんですが、あと私がやはり心配しているのは、かなり生活保護の方々に、一度に生活保護の方にとっては多額なお金が渡るわけです。金銭管理とかそういったところで苦手な方もいらっしゃるわけで、今は生活困窮者事業と生保と一緒にあってそういった支援も、今年度からでしたっけ、法改正とかがあってされていると思いますが、こういったお金のうまい使い方というか、そういったところの支援もしていけないと思います。例えばどんな準備をされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

さらに伴走支援を発展させるにつきましては、単年度ではなく複数年度にわたる一体的な業務支援を行うことで、情報発信の体制の構築から定着までを段階的に進めたいと考えています。

さらには、具体的な取組としましては、市民が参加する地域イベントや観光情報を市民目線で取材、記事化して発信する取組など、また地域事業者と連携したプロモーションとしましては、地元の飲食店、農家、企業などの事業者が持つ強みや特産品の情報を市のメディアを通じて一緒に発信することで地域の経済活性化と認知度向上を同時につなげたいというふうに考えております。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

給食センターに係る再質問でございます。

事業者選定支援業務、議会からお認めいただいた業務として、特定事業の選定及び公表に係る業務、入札説明書等の作成及び公表に係る業務、審査資料等の作成及び提案審査に係る支援業務、基本協定書及び事務契約書の締結に係る業務の支援を受けているところでございます。そのことをもって、今、次期事業者選定の業務に取りかかっている最中です。

なおPFIの、現事業下におきましても研修業務や献立作成業務、食材調達業務、広報業務、給食費の徴収管理業務等は直接市が行っておりますので、その業務に関しては引き続き発生するものと考えます。

続きまして、契約終了に伴う引継ぎに関してでございますが、現契約書において現事業者は設計図書その他施設、整備に関する書類、維持管理、運営に必要なマニュアル、申し送り事項等を事業者の負担により提供するとともに、第三者への引継ぎに必要な説明、その他協力を行う。市が検査の結果、損傷または汚損等が見られたときは自己の責任及び費用負担において市が定めた期間内に当該箇所を補修し、市の再検査を受ける。本件事業用地上の事業者が所有または管理する建設、業務機械器具、その他の動産を撤去しなければならないと規定されており、教育委員会としては本契約に基づいて厳正に対応してまいります。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは生活扶助費についてでございます。

今回、生活保護を受給されている方が、収入認定をしない形で一時的な金額が収入として入ってきます。当然、自己決定において活用していただくということは前提ではございますが、定期的なケースワーカーの訪問、もしくは生活困窮の家計相談などを活用しながら適切に使い

るように寄り添っていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時ちょうどいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（佐藤信男君）

では、会議を再開いたします。

愛西市議会会議規則第54条の第3項ですけど、自己の意見を述べることができないというふうになっておりますので、気をつけてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第28号（質疑）

○議長（佐藤信男君）

それでは、次に、日程第4・議案第28号：令和8年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○9番（河合克平君）

では、議案第28号：令和8年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質問いたします。

〔「番号が違っていた、9番です」の声あり〕

○議長（佐藤信男君）

すみません、先ほど4番と言いましたが、9番に訂正させていただきます。

○9番（河合克平君）

そうか、4番って聞いたけど自分で手を挙げたわな、すみません、前のおりで。

よろしいですか。

○議長（佐藤信男君）

はい、どうぞ。

○9番（河合克平君）

では、再度申し上げますが、議案第28号：令和8年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質問いたします。

補正予算書の9ページ、3款の国民健康保険事業費納付金、ごめんなさい、8ページ、9ページの3款の国民健康事業費納付金というところで支出があります。県への負担金が、納付が変わるということで一般被保険者医療給付費分が3,224万6,000円と、続いて後期高齢者支援金

等分の一般保険者支援金分等が608万6,000円、3項の介護納付金分が、介護保険の納付金分がマイナス323万7,000円、そして最後に4項の子育て支援納付金分が276万7,000円とあります。それぞれなぜそのような変更になったのか、それについて増額の理由と減額の理由、それぞれ教えていただきたい。詳細も含めて教えてください。

また、支出がそれだけ多くなるということになりますけれども、その財源についてはどうなるのか詳細を教えてください。よろしくお願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、順次御答弁させていただきます。

まず、国民健康保険事業費納付金は、令和8年4月に決定通知がありました本算定後の確定額において過不足が生じたため補正するものでございます。

仮算定からの主な変更点は、昨年度の税制改正により今年度の保険料収入において減収が見込まれるため、各市町村の総所得額に国推計の減少率を加味して算出した点でございます。

まず、一般被保険者医療給付費分は、診療報酬改定が示されたことから増額となり、当初予算額11億8,714万1,000円に対し、確定額12億1,938万6,133円となりました。

一般被保険者後期高齢者支援金等分は、後期高齢者支援金等の1人当たりの負担見込額が増額したことにより全体で増額となり当初予算額3億7,614万9,000円に対し、確定額3億8,223万4,122円となりました。

続いて、介護納付金分は、被保険者見込みの減少補正申請を行ったことにより減額となりました。当初予算額1億4,785万8,000円に対し、確定額1億4,462万227円となりました。

子育て支援納付金分は、国確定係数通知において、概算子ども・子育て支援納付金総額が増加したこと及び全国の18歳以上被保険者見込数が減少したことにより増額となりました。当初予算額3,529万2,000円に対し、確定額3,805万8,715円となりました。

財源でございますが、財源は一般会計からの繰入金でございます。以上です。

○9番（河合克平君）

この令和8年度については値上げがされて、1世帯当たり1万1,800円ほど値上げがされる中で今回の国民健康保険特別会計が継続されるわけですが、さらなる値上げについて、そのときの値上げが正しかったのかどうか、また今回のことを含めて今後どうなっていくのかについて検討しているのであれば教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

国民健康保険の料金の改定におきましては、いろいろな算定状況を逐一確認しながら適正に、また激変緩和に努めながら令和10年度の標準の金額に向けて適正に判断をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第５・議案第29号（質疑）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第５・議案第29号：令和８年度愛西市介護保険特別会計予算（第１号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

９番・河合克平議員、どうぞ。

○９番（河合克平君）

では、歳出のほうで８ページ、９ページの１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の委託料166万1,000円、介護保険システム改修について増額の詳細を教えてください。また、これについての財源はどこが負担をするのか併せて教えてください。お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

今回、介護保険施設等の食費の基準費用額、負担限度額の改正、居住費の負担限度額の改正、多床室の区分細分化が見直されました。多床室の区分細分化による介護保険負担限度額認定証のレイアウト変更、収録項目の変更等のシステム改修を行います。

改修費用の内訳につきましては、負担限度額認定証出力58万8,500円、受給者異動連絡票連合会送付項目変更対応42万6,800円、基本データリスト項目変更対応24万9,700円、適応作業39万6,000円となります。

財源につきましては、一般会計からの繰り出しで対応いたします。以上です。

○９番（河合克平君）

財源について一般会計からのということですが、この変更については国・県の内容からしているということがありますので、一般会計というのは市からの一般会計ですけれども、それは財源措置としては、国・県からの財源措置はないというふうに考えればいいのか、再度確認をお願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

現段階で国からの通知等が出ておりませんので、国からの対応といったものはないということで予算計上をさせていただいております。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第６・議案第30号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第６・議案第30号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（森本大輔君）

それでは、議案第30号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第30号、資料2を御覧ください。

改正の概要としまして、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を改定するものです。

改定の内容につきましては、葬祭補償の定額部分の額を33万円に引き上げることとしたものです。

施行期日につきましては、公布日から同日施行し、令和8年4月1日から適用するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤信男君）

次に、議案第30号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合克平議員。

○9番（河合克平君）

では質問をさせていただきますが、資料の1を御覧いただきたいんですが、資料1の葬祭費については31万5,000円から33万円に補償を変更するという、そういう条文の変更になっておりますが、今回政令が変わったということでもありますけれども、この改正の基となった背景などについて分かるのであれば教えてください。また、この分は増えたわけですが、この分の財源の対応についても併せて教えてください。お願いします。

○消防長（森本大輔君）

私から、2点答弁させていただきます。

改正の概要の背景はということですが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたためでございます。また、財源はとの御質問ですが、消防団員等公務災害補償等共済基金から支払われます。以上でございます。

○9番（河合克平君）

分かりました。政令が変わったということは分かったんですが、政令が変わった理由が分かれば背景となるのではないかとということでお聞きしたので、もう一度教えていただけますでしょうか。

あと公務災害補償基金ですか、これは県が、国がつくっているのか、愛西市はその補償金に

対して幾らか、基金に対しては支払っているのか、その辺のことについて併せて教えてください。お願いします。

○消防長（森本大輔君）

最近における社会経済情勢を鑑みて、値上げにしておるものと考えております。

また、共済基金のほうにつきましては国や県ということではなく、あくまでも基金と契約を結んでおり、そちらのほうから支払われるということでございます。以上です。

○9番（河合克平君）

議長、答弁漏れ。

○消防長（森本大輔君）

負担金は出しておらず、掛金を支払ってそれに対して支払われるものでございます。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

馬淵紀明議員。

○2番（馬淵紀明君）

議案第30号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、2点質問します。

資料1のほうで改正前、改正後の条文が載っているんですけども、公務により各作業等とか救急業務に協力と書いてあるんですけども、この判断というのは何か基準があるのか教えてください。それから、これは今まで対象になった件数があるのかお願いします。

○消防長（森本大輔君）

私から2点、御答弁させていただきます。

基準はあるのかという御質問でしたが、判断基準は救急業務の協力を例に事故現場において救急隊員から要請を受けて業務に協力した者が対象となります。

また、今までに対象となった件数につきまして、これまでありません。以上です。

○2番（馬淵紀明君）

対象がないということと判断基準が分かったんですけども、救急隊員が現場で要請したことを、ではそれをどこで最終的に判断をするのかというのが分かれば。質問は分かりますかね。公務によつての作業等に従事したことによつて、現場の救急隊員が戻られてからどこかに報告したことによつてそういうことを、死亡したというふうに認めるのかどうか、そういう判断をどこでやるかをちょっと教えてください。

○消防総務課長（伊藤裕一君）

判断についてでございますが、そちらにつきましては救急隊員が現場で活動をし、その報告が上がってきます。その際において基金のほうに申請書を作りますので、そこでそのような判断をさせていただいております。以上であります。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終了いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 7 ・議案第31号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第 7 ・議案第31号：損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（森本大輔君）

それでは、議案第31号：損害賠償の額の決定及び和解について御説明させていただきます。

職員による自動車事故について、別紙のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものとする。  
本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、職員による自動車事故の損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするため必要があるからでございます。

事故の概要としまして、令和 8 年 4 月 5 日午前 8 時10分頃、愛西市消防本部構内の駐車場で市有自動車を後進するとき、駐車中の乗用車に接触し、相手方に物的損害を与えたものでございます。

損害賠償の額につきましては、85万2,312円とし、愛西市は相手方に対し当該額を支払うものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤信男君）

次に、議案第31号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

河合克平議員。

○ 9 番（河合克平君）

では、議案第31号：損害賠償の額の決定及び和解について若干質問をさせていただきます。

損害賠償の金額については85万2,312円ということですが、これは支払いをするための財源はどのようになっているのか教えてください。

また、85万2,312円のほかに、市が支払わなければならないのか、負担が多くなるのか、例えば我々の保険だと賠償35%アップとかありますけれども、市がほかに負担すべき金額というのがあれば教えてください。

最後に、市有自動車であるということがあります。社会的な責任もある運行だというふうに思いますが、特に安全管理や事故防止ということのために新たに行うことがあれば教えていただけますでしょうか、お願いします。

○消防長（森本大輔君）

私から 3 点、御答弁させていただきます。

損害賠償の金額の財源はということですが、市が加入している保険から支払われます。

2点目、市がその他に負担すべき金額はにつきましては、ありません。

3点目、安全管理や事故防止のために新たに行うことにつきましては、交通事故防止の注意喚起を図るとともに、車両の方向転換時などには誘導人をつけるよう徹底いたします。以上です。

○9番（河合克平君）

市有の車が運行のときに損害が出た場合、損害賠償を払わなければならなかったときには、市の負担はありませんということです。ですから保険から支払われますが、保険が値上げがされることはないという、そういう理解でいいのか教えてください。

また、安全対策については、注意喚起と有人のためのということですが、どのようにそれを管理するのか、有人をするということはいいい、当然やらないかと思いますが、では有人でされているかどうかをどうチェックしていくのかということについては、新たに何か考えていることがあれば教えてください。お願いします。

○総務部長（人見英樹君）

1点目の保険金、掛金等が変わるかということなんですが、事故を起こして補償で保険金を使ったとしても次回の契約時に変わることはありません。私からは以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑は……。

〔「まだあった」の声あり〕

○消防長（森本大輔君）

団員の入替えのときにそうやって常に説明はしておりますが、浸透していなかったため、消防団を通じて先ほど答弁したとおり徹底をしていくということでございます。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

馬淵紀明議員。

○2番（馬淵紀明君）

議案第31号：損害賠償の額の決定及び和解について、2点質問いたします。

まず、この損害賠償の金額はどのように決められたのか。

それから、相手方に物的損害を与えたということですが、その損害内容を教えてください。以上です。

○総務部長（人見英樹君）

損害賠償の金額の決め方について私からお答えします。

事故が発生した場合、まず警察への届出を確認し保険会社に連絡をいたします。被害者側との交渉は保険会社が主体となっており、提出された見積書などを基に協議し損害賠償額を算定した後、保険会社との協議結果に基づき、市が損害賠償の額を決定いたします。以上です。

○消防長（森本大輔君）

私から、物的損害の内容はでございます。

相手方のナンバープレートの変形及びバンパーが損傷し、車両の修理費用が57万712円、代車費用が28万1,600円で、消防団車両に損傷はありませんでした。以上です。

○2番（馬淵紀明君）

60万円以上なので今回議案に上がったと思いますけれども、見積りは1件だけという考え方でいいのかが1つ、それから、物的損害内容を聞きましたけれども、今回は全額負担でいいのかというか過失割合をお願いします。以上です。

○総務部長（人見英樹君）

見積りは1者でありまして、今回全額負担ということになります。以上です。

○議長（佐藤信男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・委員会付託について

○議長（佐藤信男君）

次に、日程第8・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第25号から議案第31号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

各常任委員会に付託の議案は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤信男君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、6月18日午前9時30分より再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時26分 散会